

令和8年第2回府中町議会定例会

会 議 録 (第1号)

1. 開 会 年 月 日                    令和8年3月9日 (月)

2. 招 集 の 場 所                    府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日                    令和8年3月9日 (月)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員 (18名)

|      |             |      |             |
|------|-------------|------|-------------|
| 議長   | 力 山 彰 君     | 副議長  | 森 本 将 文 君   |
| 2 番  | 橋 井 肇 君     | 3 番  | 安 部 智 恵 美 君 |
| 5 番  | 松 本 真 明 君   | 6 番  | 梶 川 三 樹 夫 君 |
| 7 番  | 木 田 圭 司 君   | 8 番  | 三 宅 健 治 君   |
| 9 番  | 川 上 翔 一 郎 君 | 10 番 | 西 山 優 君     |
| 11 番 | 坂 田 栄 一 君   | 12 番 | 山 口 晃 司 君   |
| 13 番 | 齋 藤 昇 君     | 14 番 | 宮 本 彰 君     |
| 15 番 | 田 中 伸 武 君   | 16 番 | 二 見 伸 吾 君   |
| 17 番 | 狩 野 雄 二 君   | 18 番 | 金 澤 映 里 子 君 |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員 (0名)

~~~~~○~~~~~

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸報告
  - (1) 議長報告
  - (2) 常任委員会委員長報告
  - (3) 議会運営委員会委員長報告
  - (4) 議会報特別委員会委員長報告
  - (5) 監査委員報告
  - (6) 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告

- 4 町長報告
- ・行政報告
- 5 報告第2号 専決処分の承認について
- 6 第18号議案 府中町介護保険条例の制定について
- 7 第2号議案 令和7年度府中町一般会計補正予算（第8号）
- 8 第3号議案 令和7年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 9 第4号議案 令和7年度府中町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 10 第5号議案 令和7年度府中町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 11 第12号議案 府中町行政手続条例の一部改正について
- 12 第14号議案 府中町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 13 第15号議案 府中町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 14 第16号議案 府中町ふれあい福祉センター設置及び管理条例の一部改正について
- 15 第19号議案 府中町火災予防条例の一部改正について
- 16 第22号議案 指定管理者の指定について
- 17 第23号議案 教育委員会委員任命の同意について
- 18 第24号議案 府中町第5次総合計画の基本構想の策定について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 説明のため会議に出席した者

|             |   |         |
|-------------|---|---------|
| 町           | 長 | 寺尾光司君   |
| 副町          | 長 | 桑原強君    |
| 教           | 育 | 長 新田憲章君 |
| 総務企画部       | 長 | 谷口充寿君   |
| 財務部         | 長 | 増田康洋君   |
| 福祉保健部       | 長 | 中本孝弘君   |
| 町民生活部       | 長 | 胡子幸穂君   |
| 建設部         | 長 | 磯亀智君    |
| 建設部区画整理担当部長 |   | 井上貴文君   |

|               |           |
|---------------|-----------|
| 消 防 長         | 新 宅 和 彦 君 |
| 教 育 部 長       | 屋 敷 学 君   |
| 危 機 管 理 監     | 佐 藤 伸 樹 君 |
| 総務企画部次長兼職員課長  | 岩 崎 雅 男 君 |
| 福祉保健部次長兼福祉課長  | 箱 田 進 一 君 |
| 消防次長兼消防総務課長   | 橋 本 臣 彦 君 |
| 財務部次長兼財政課長    | 土 井 賢 二 君 |
| 財務部次長兼税務課長    | 藤 田 正 明 君 |
| 町民生活部次長兼下水道課長 | 岡 村 紀 行 君 |
| 建設部次長兼維持管理課長  | 谷 口 洋 二 君 |
| 政 策 企 画 課 長   | 藤 永 政 己 君 |
| 総 務 課 長       | 梶 山 睦 生 君 |
| 子 育 て 支 援 課 長 | 砂 崎 綾 美 君 |
| 高 齢 介 護 課 長   | 松 林 亮 君   |
| 保 険 年 金 課 長   | 平 尾 明 子 君 |
| 健 康 推 進 課 長   | 平 岡 直 美 君 |
| 住 民 課 長       | 塩 月 久美子 君 |
| 環 境 課 長       | 相 原 一 夫 君 |
| 都 市 整 備 課 長   | 高 橋 幹 君   |
| 区 画 整 理 課 長   | 大 神 規 正 君 |
| 警 防 課 長       | 瀬 戸 剛 君   |
| 予 防 課 長       | 池 本 琢 己 君 |
| 教 育 総 務 課 長   | 宮 脇 理 恵 君 |
| 社 会 教 育 課 長   | 砂 崎 勇 介 君 |
| 社 会 教 育 課 主 幹 | 小 路 和 司 君 |
| 危 機 管 理 課 長   | 三 宅 敬 典 君 |
| 行政委員会総合事務局長   | 谷 口 司 君   |

~~~~~○~~~~~

#### 8. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 長 西 弘 子 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 9. 議事の内容

(開会 午前 9時30分)

○議長(力山 彰君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、令和8年第2回府中町議会定例会を開会いたします。

(開議 午前 9時30分)

○議長(力山 彰君) 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程を御覧ください。

本日の議事日程でございますが、御覧の日程で会議を進めてまいりたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることに決定いたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長(力山 彰君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、14番宮本議員、15番田中議員を指名いたします。よろしくお願ひします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長(力山 彰君) 日程第2、会期の決定を議題に供します。

会期日程案を御覧ください。

本定例会の会期につきましては、案として御覧のとおりです。

それでは、お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月17日までの9日間といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) 御異議ないようでございますので、本定例会の会期は、本日から3月17日までの9日間と決定いたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長(力山 彰君) 日程第3、諸報告に入ります。

まず、議長報告を行います。

昨年の12月定例会以降、12月19日と本年2月20日に、安芸地区衛生施設管理組合議会定例会が開催され、出席しております。

12月19日の定例会では、専決処分の承認、条例の一部改正、令和6年度の決算認定、補正予算などが提出され、審議を行っております。

また、2月20日の定例会では、条例の一部改正、来年度予算などが提出され、審議を行っております。

詳細につきましては、この後、町長から行政報告がありますので、省略させていただきます。

続いて、1月7日に広島県町議会議長会の定例議長会議に出席し、令和7年度広島県自治功労者表彰と広報コンクール表彰に関することについて、協議等を行っております。

1月21日の広報紙クリニックと2月17日の自治功労者等表彰式並びに議員研修会につきましては、皆さんも出席いただいておりますので省略させていただきますが、当町議会から梶川議員と木田議員が、在職25年以上ということで、広島県町議会議長会の自治功労者表彰を受けられました。おめでとうございます。

続いて、2月3日、府中・坂地区水道整備協議会が開催されました。こちらにつきましても、後ほど町長から報告がございますので、省略させていただきます。

次に、2月5日に安芸郡町議会議長連絡協議会研修会に出席しました。この研修会につきましては、議員の皆さんも参加しておられますので、省略させていただきます。

以上で、議長報告を終わります。

次に、各常任委員会の委員長報告を行います。

総務文教委員会、西山委員長、お願いします。

○10番（西山 優君） 皆さんおはようございます。

総務文教委員会の報告をさせていただきます。

12月定例会以降、12月25日に委員会を、2月24日に委員会と協議会を開催しております。

12月25日の委員会では、学校教育、社会教育、校舎その他の施設設備に関する事務調査として、第3次府中町教育振興基本計画（案）の説明を、また、社会教育に関する事務調査として、第2次府中町スポーツ推進計画（案）の説明を受けておりま

す。

続いて、2月24日の委員会では、町長・教育長からの報告を受けた後、協議会を開催し、今定例会に向けた議案等の概要説明を受けました。その後、委員会を再開して、来年度行う予定の行政視察について、視察内容などの御希望を伺っております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上、簡単ではございますが、総務文教委員会の報告を終わります。

○議長（力山 彰君） 厚生委員会、宮本委員長、お願いします。

○14番（宮本 彰君） おはようございます。

厚生委員会の報告をさせていただきます。

12月定例会以降、1月30日に委員会を、2月25日に委員会並びに協議会を開催しております。

1月30日の委員会では、生活環境に関する事務調査として、府中町第2次ごみ処理基本計画（案）と、府中町地球温暖化対策実行計画【区域施策編】（案）について説明を受けました。また、地区センターの機能と運営委員会の役割、支援についてということで調査をしております。

次に、2月25日の委員会では、生活環境に関する事務調査として、1件の工事請負契約の締結と、1件の工事請負変更契約の締結について説明を受けております。そのほか、3月定例会前ということで、協議会に切り替えて、提出予定の案件について説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上で、厚生委員会の報告を終わります。

○議長（力山 彰君） 建設消防委員会、川上委員長、お願いします。

○9番（川上翔一郎君） 皆さんおはようございます。

建設消防委員会の報告をさせていただきます。

令和7年12月定例会以降、2月26日に委員会並びに協議会を開催しております。

2月26日の委員会では、建設事業に関する事務調査、都市計画に関する事務調査、山陽本線連続立体交差及び向洋駅周辺再整備事業に関する事務調査として、WACTORYパーク揚倉山再整備の進捗について、工事請負契約の締結の報告1件、工事請負変更契約の締結の報告4件について説明を受けました。そのほか、3月定例会前であるため協議会に切り替え、3月定例会に向けた案件の概要説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上で、建設消防委員会の報告を終わります。

○議長（力山 彰君） 議会運営委員会、木田委員長、お願いします。

○7番（木田圭司君） 皆さんおはようございます。議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会は、12月定例会以降、1月27日と3月5日に委員会を開催しております。

1月27日の委員会では、2月13日の全員協議会で御説明した議員報酬の今後の在り方と、単独自治の在り方検討に対する対応について、案をまとめております。

次に、3月5日の委員会では、陳情の報告や本定例会の会期決定などを行ったほか、議員提出議案として、2月13日の全員協議会で御説明した自治制度調査研究特別委員会設置に関する決議の案をまとめ、本定例会に提出する予定としております。

このほか、法改正により策定、公表が義務づけられている府中町議会としての情報セキュリティ基本方針案の説明を受け、承認いたしております。

なお、この方針は情報セキュリティ対策の基本的な考え方を示すもので、特段、現時点で議会における運用が変わったりするものではありません。来年度以降、本方針に基づいて具体的な対策などの検討・整理を進め、新たな対応が必要となった場合などには、改めて御説明をする機会を設けたいと考えております。よろしく願いいたします。

以上で、議会運営委員会委員長報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 議会報特別委員会、二見委員長、お願いします。

○16番（二見伸吾君） おはようございます。議会報特別委員会の報告をいたします。

12月定例会以降、議会報特別委員会は、12月16日の定例会閉会后、12月23日、1月9日及び3月6日の計4回開催しております。

12月16日の委員会では、「議会だより（第180号）」の執筆者へ発行までの日程を確認しました。

12月23日の委員会では、原稿の校正と写真の調整を行いました。

1月9日の委員会では、初校により、見出しや記事内容などを校正しました。

3月6日の委員会では、今定例会の内容をお知らせする「議会だより（第181号）」の編集に向けて、執筆者の決定や発行までの日程調整などについて協議

しました。

以上で、議会報特別委員会の報告を終わります。

○議長（力山 彰君） 次に、監査委員報告をお願いします。

山口監査委員。

○12番（山口晃司君） 皆様おはようございます。

それでは、監査委員報告をさせていただきます。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査ですが、令和7年11月分を12月19日に、12月分を令和8年1月20日に、令和8年1月分を2月20日に、代表監査委員土井精二並びに監査委員山口晃司の両名で実施しました。

検査の結果については、報告書のとおり、いずれも現金の出納事務は適正に処理されていることを認めました。

以上で、監査委員報告を終わります。

○議長（力山 彰君） 次に、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告をお願いします。

宮本議員。

○14番（宮本 彰君） それでは、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告を行います。

令和8年2月19日に、令和8年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され出席しましたので、御報告いたします。

なお、以下、「広島県後期高齢者医療広域連合」を省略して報告します。

今回の定例会では、議案が9件ありました。内容は、人事案件1件、条例改正3件、計画の改定1件、予算関係4件です。

詳細は、副広域連合長の選任、行政手続条例の一部改正、広域連合長の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正、後期高齢者医療に関する条例の一部改正、第4次広域計画の一部改正、令和7年度一般会計補正予算（第2号）及び医療特別会計補正予算（第3号）、令和8年度一般会計予算及び医療特別会計予算についてになります。

このうち、人事案件では、副広域連合長として、東広島市の高垣廣徳市長を選任同意したほか、全議案について原案どおり可決いたしました。

なお、令和8年度の一般会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ15億9,002万

6,000円、医療特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ5,135億1,721万6,000円です。

以上で、広島県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。

○議長（力山 彰君） 以上をもって諸報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第4に入る前に、理事者の入場のため、しばらく休憩いたします。10時から再開いたします。休憩。

（休憩 午前 9時48分）

（再開 午前10時00分）

○議長（力山 彰君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第4、町長報告を行います。

町長。

○町長（寺尾光司君） すみません。失礼いたしました。皆さん、おはようございます。

本定例会の会期は、先ほど、本日から17日までの9日間と決定いただきました。ありがとうございました。

提議する議題は、町長報告の行政報告3件、専決処分の承認1件、議案関係が補正予算4件、8年度の当初予算が6件、条例の新規制定が1件と、条例の一部改正が7件、その他5件となっております。どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、町長報告、行政報告を3件行います。

まず、1件目でございますが、来年度の主要事業の推進などに当たり県知事への提案活動を行ったことと、単独自治の視察調査を行いましたので、その概要を続けて御報告させていただきます。

最初に、県への提案活動でございますが、本年1月9日に県庁に赴き、令和7年11月29日から新たに就任された横田知事へ提案活動を行いました。提案の内容は、昨年12月の定例会で報告させていただきましたが、10月に実施した来年度の主要事業の推進に係る県への提案項目でございます。

内容は、県道の補修・修繕、県道事業の促進、榎川・府中大川河川改修事業の促進、砂防事業の促進、広島市東部地区連続立体交差事業の促進、県道浜田仁保線における

交通安全対策について新知事へ提案し、要望をいたしました。

また、このたびは併せて市制移行の調査・研究等に関する要望も追加提案し、当町が市制移行に関する研究を進め、必要な調査・検討及び協議を行っていききたい旨、要望をいたしました。

横田知事からは、調査・研究を進めるのは理解したが、理由や目指すものなど、十分な説明が必要との考え方が示されました。

なお、本提案項目は同日、県議会議長・副議長へ提案活動を行うとともに、その日以降、副知事・関係局長並びに安芸郡選出県議員の方へも個別に提案活動を行い、調査・研究を進める趣旨について御理解を賜ったところでございます。

続いて、視察調査でございます。単独自治の調査・研究に当たり、事前準備として、市制へ移行した自治体への視察を行いましたので、御報告をいたします。

昨年12月17日から18日にかけて、岩手県滝沢市及び宮城県富谷市へ、担当職員とともに視察を行いました。

まず、岩手県滝沢市ですが、滝沢市は盛岡市の東に接する人口5万4,000人の市で、前身の滝沢村の時点で当町を超える人口を擁し、かつては人口日本一の村として情報発信をされていましたが、平成26年に市制へ移行されております。

視察時には、「人口日本一の村」が具体的な効果につながらないことから市制移行を目指したこと、市制によりイメージが向上し、住民からもマイナスの声は聞かれていないということなどの説明がありました。

次に、宮城県富谷市でございますが、富谷市は仙台市の北に接する人口5万2,000人の市で、平成27年の国勢調査で人口が5万人を超え、平成28年に市制へ移行されております。

視察時には市長、この方は町時代から首長を務めておられる方ですが、この市長に対応していただき、移行により市としてのブランド力が高まり、住民も地域への愛着や誇りが増していると。また、企業誘致も進んでいるとのことであり、そういう説明がございました。

引き続き町といたしまして、単独自治の調査・研究を進めてまいりたいと思っております。この項目の報告は以上でございます。

2つ目の報告でございます。安芸地区衛生施設管理組合議会の定例会の開催状況について、御報告をさせていただきます。

令和7年12月の府中町議会定例会以降、12月19日と2月20日の2回、開催をされております。

まず、令和7年12月19日に開催された令和7年第2回定例会について報告をいたします。

付議案件は、報告案件が「令和6年度一般会計繰越明許費繰越計算書」の1件で、9月に納車となった小型バキューム車購入事業の報告でございました。

専決処分の承認議案が4件、1つが地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う「職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正」、その他の3件は人事院勧告等に準じた改正で、「職員の給与に関する条例の一部改正」と「組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正」、そして「会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正」の専決処分でございました。

議案は5件で、1件が、人事院の給与勧告及び国家公務員の給与決定を考慮した「職員の給与に関する条例の一部改正」、2件目が、安芸クリーンセンターの事業系可燃性一般廃棄物処理手数料を改正する「安芸地区衛生施設管理組合安芸クリーンセンター設置管理条例の一部改正」、3件目が、「令和6年度各会計歳入歳出決算の認定」。4件目と5件目は補正予算で、「令和7年度一般会計補正予算（第1号）」と、「令和7年度広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算（第1号）」の5議案でございました。

以上、専決処分5件、議案5件、計10件について、全て承認、可決、認定をいたしました。

主な議案の概要を申し上げますと、安芸クリーンセンターの事業系可燃ごみの処理手数料の改定では、現状の10キロ当たり101円から108円に改定し、令和8年4月から施行するというものでございます。

令和6年度決算認定の概要は、一般会計、これは組合の総務関係費とし尿処理に係る会計でございますが、一般会計の決算額は、歳入総額5億5,400万円、歳出総額5億800万円で、繰越額700万円、差引き3,800万円となり、前年度に引き続き黒字決算でございます。

4町に関するごみ処理に係る特別会計決算は、歳入総額12億6,400万円、歳出総額12億1,700万円余りで、差引き4,600万円余りとなり、こちらも前

年度に引き続き黒字決算でございました。

一般会計補正予算（第1号）は、歳入では、令和6年度決算剰余金確定による繰越金の増額とそれに伴う各市町の負担金の減額、歳出では、令和6年度決算剰余金確定による積立金の増額及び会計年度任用職員報酬の増額といった内容の補正でございました。

ごみ処理特別会計補正予算（第1号）は、令和6年度決算剰余金確定による繰越金の増額と、それに伴う各町負担金の減額の補正でございました。

続いて、令和8年2月20日に開催された令和8年第1回定例会について報告をいたします。

付議案件は、駐車場等に係る通勤手当を新設するなどの職員の給与に関する条例等の一部改正及び予算関連議案の令和8年度の組合経費の関係市町の負担金の負担方法についてと、令和8年度の一般会計予算と広域ごみ焼却場事業特別会計予算の計4議案であり、全て可決されました。

主な内容といたしまして、来年度の組合経費の関係市町の負担金の負担方法については、従来どおり、一般会計のうち一般経費は均等割額と対象人口割額とし、ごみ焼却場事業特別会計は各関係町の総人口割額とし、当町の令和8年度の負担金の額は、一般会計で7,900万円、特別会計が6億8,200万円となります。

令和8年度一般会計当初予算は、歳入歳出総額とも5億6,300万円であり、前年度比5,700万円、率にして9.2%の減額でございます。減額の主な理由は、臨時修繕経費の減額などによるものであります。

令和8年度広域ごみ処理場事業特別会計予算は、歳入歳出総額ともに16億7,300万円であり、前年度比2億9,600万円、率にして21.5%の増額でございます。

増額の主な要因は、熔融炉やボイラー設備等の点検・修繕料の増額によるものでございます。

以上、安芸地区衛生施設管理組合議会の定例会の報告でございます。

続きまして3件目、府中・坂地区水道整備協議会について報告をいたします。

令和8年2月3日に、令和7年度府中・坂地区水道整備協議会に、力山議長とともに出席をいたしました。議題は2件でございます。

1件目は、令和8年度広島市水道事業会計当初予算（案）の概要についてでござい

ました。令和8年度の広島市水道事業会計予算規模は総額420億4,000万円で、前年度より21億4,300万円の増、率にすると5.4%増加でございます。

水道事業においては、人口減少などの影響により、水道料金等の収益的収入は対前年度比0.3%の減少の見込みであり、一方、物価高騰の影響により、維持管理費等の収益的支出は4.4%増加となるなど、大変厳しい経営環境に直面しているとのことであり、令和8年度の予算では、9億8,600万円の純損失を見込んでいるということでございます。この純損失は、これまで積み立ててきた資金を充当する方針であるとのことでございます。

今後とも厳しい経営環境が続くことが予測され、水道局では徹底した支出抑制を図りつつ、資産の売却なども含めて、収入の確保に最大限努めることとされております。今後の経営方針については、新たな中期経営計画を策定する中で検討を進められるということございました。検討内容については、改めて説明を受けることとなっております。

2件目は、令和8年度府中地区水道施設整備計画でございます。お手元に資料をお配りしていると思いますが、令和8年度の府中地区における水道施設整備に係る全体事業費は、4億7,900万円を計画されております。

主な整備内容といたしまして、新設工事においては、新大洲橋架け替え工事や向洋駅周辺土地区画整理事業に伴う配水管の新設整備などを行い、施設更新及び改良事業では、府中高地区の配水管撤去工事、桜ヶ丘の府中調整池の整備に向けた調査・設計業務、耐震管への管路更新、その他、機械設備更新などを行う予定とのことでございます。なお、町内の水道管の耐震化率は33%ということございました。整備計画の詳細は、資料を御覧いただければと思っております。

以上が、府中・坂地区水道整備協議会の報告でございます。

町長報告3件は以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（力山 彰君） ただいまの報告に対して、質問のある方。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 1つは、知事のところへ行った、何ていうんですか、挨拶とか、提案・要望活動についてのことですがけれども、新しい横田知事に、市制移行を含めた自治制度の研究をするという、協力をお願いという形をされたんだろうなと思うんですけれども、その反応は、何か今の御報告だとちょっと素っ気ないような感

じもしたんだけど、横田知事の反応と県議会議長あたりの反応も、もうちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長（力山 彰君） 町長。

○町長（寺尾光司君） 今回、町としてこういう調査・研究を進めるということで、県知事及び議長、県会議長さんを含めて県の幹部の方にいろいろお話というか、説明に上がったんですけど、町が進めることなので、それは町でしっかり進めてくださいというような反応が中心でして、特に県知事はまだ就任されて間もないということもありまして、県内全体にどのような影響があるかとか、その辺のことをしっかり考えておられるかも分からないんですけど、しっかり進めてくださいということだったので、あと、先ほどちょっと報告しましたが、その目的とか理由というのもしっかり、その理論を立ててほしいというようなことは話をされました。

あと、そのほかの議長とか副議長の方は、町のやることをしっかり理解したんで、言われたのは、頑張ってくださいというような言い方も一部出てきたりしたんですけど、社交辞令かもしれないんですけど、しっかりと町として、町民の皆さんがそういう意思になれば進めていけるのではないかというふうに、私は理解をいたしました。しっかり進めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（力山 彰君） ほかに質問のある方。

田中議員。

○15番（田中伸武君） ありがとうございます。

言うまでもないことですが、自治体に上下関係はないわけでありまして、我々の町のことは我々が決めると、そういう基本をしっかりと町長も持っていただいて、別に突っ張りに行くわけじゃないにしても、そういう意思を持っていただいて、今後頑張ってくださいと思います。

それからもう一つ、今度は水道のほうですけれども、府中・坂地区の水道整備の中で、いよいよ今度の、我が府中町の桜ヶ丘の水源地というか、旧貯水池というんですか、あそこの検討が始まるということなので、これに向けてはやっぱり地元もいろんな要望も今までも出したりしていますし、我が町としてもいろんな要望なり計画があると思いますので、そこらも十分、今後とも掘り起こして反映させていただくように、今度の基本業務と実施設計業務か、早めにこれに当たるところで、声を伝えていただきたいと思います。これについての進め方で、何か町のほうで計画はありますでしょ

うか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

環境課長。

○環境課長（相原一夫君） 環境課長でございます。

まず、水道局のほうからお聞きしておりますのは、今現在、撤去工事及び基本設計業務を行っているということございまして、その中で新しい施設として、配水池としても新たな施設を整備すると。その中で、今、基本検討業務の中で、その配置計画がございまして、その後の跡地の利用については、また今後、協議に入りたいと考えております。

施設の整備は令和15年までを計画しておりますので、利用できるのは令和16年以降となる見通しであるというふうにお聞きしております。

以上でございます。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） ないようでございますので、以上で、町長報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 次に参ります。

日程第5、報告第2号、専決処分の承認についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 報告第2号、令和8年3月9日提出。

専決処分の承認について。

令和7年度府中町一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年1月23日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

府中町長 寺尾光司

補足説明は財務部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（増田康洋君） おはようございます。財務部長です。

報告第2号、府中町一般会計補正予算（第7号）に係る専決処分の承認についてに関し、補足して説明いたします。

去る令和8年1月23日に衆議院が解散され、2月8日に衆議院議員選挙を執行する運びとなりましたが、その間が非常に短期間であったため、早急に選挙事務に対応する必要があったこと。また、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものです。

令和7年度府中町一般会計補正予算（第7号）。

令和7年度府中町の一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,744万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ243億6,751万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

6ページをお願いします。

歳入です。

款 県支出金、項 県委託金、目 総務費委託金、衆議院議員選挙費委託金は歳出補正に伴う財源措置で、1,744万5,000円の増額補正です。

7ページ、歳出です。

款 総務費、項 選挙費、目 衆議院議員選挙費、衆議院議員選挙事業は、選挙の執行において必要となる投票管理者等の報酬や事務運営費、総額1,086万5,000円の増額補正です。

なお、投票所入場券の印刷など、専決処分前の着手が必要と判断した一部の業務に係る経費は、流用等により予算措置し、執行したことを申し添えます。

次に、職員給与費事業、衆議院議員選挙費は、選挙事務に従事する職員の時間外手当で、658万円の増額補正です。

専決処分年月日が令和8年1月23日です。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括で行います。

6ページと7ページの歳入歳出について、一括で質疑はございますか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 今、選挙費用のうち、投票所入場券の印刷や発送等は補正前の流用で何とかできたという話ですけれども、幾らぐらいかかって、それはどこの項目の流用だったのか教えてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

行政委員会総合事務局長。

○行政委員会総合事務局長（谷口 司君） 行政委員会総合事務局長です。

ただいまの田中議員からの御質問、投票所入場券の印刷などについてですけれども、項目としましては、投票所入場券の印刷につきましては印刷製本費になりますので、需用費に該当いたします。

金額としましては、投票所入場券の印刷代は11万2,615円となっております。

以上です。

○議長（力山 彰君） どこから流用したのかが抜けています。

行政委員会総合事務局長。

○行政委員会総合事務局長（谷口 司君） 行政委員会総合事務局長です。

今年度執行されました、広島県知事選挙の残予算からの流用をしております。

以上でございます。

○議長（力山 彰君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は、承認することに決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は承認することと決定いたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（力山 彰君） 次に参ります。

日程第6、第18号議案、府中町介護保険条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第18号議案、令和8年3月9日提出。

府中町介護保険条例の一部改正について。

府中町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 寺尾光司

提案理由でございますが、介護保険法施行令の一部を改正する政令等の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、福祉保健部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（中本孝弘君） おはようございます。福祉保健部長です。

第18号議案、府中町介護保険条例の一部改正について、補足して説明します。

第18号議案、参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

介護保険法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

令和7年度税制改正において、物価上昇への対応とともに就業調整にも対応する観点から、給与所得控除の最低保障額を55万円から65万円に、10万円引き上げる改正が行われました。

介護保険の第1号被保険者の保険料においては、市町村民税の課税の有無や、合計所得金額等を所得基準として用いていることから、この税制改正により、一部、被保険者の介護保険料率の判定に影響し、保険料収入が減少する可能性があります。

介護保険制度では、各保険料段階を区分する基準所得金額は、各計画期間当初の税制に基づき所得額の分布を基に設定しており、当該計画期間中に基準所得金額を変更

することはないため、税制改正等により、給与所得控除の見直しなど、計画当初に意図していない影響が生ずる場合は、保険者の責めに帰さない保険料収入の不足を防ぐという観点から、介護保険法施行令の一部を改正する政令が施行されたものです。

当町においても、本条例改正により、算定基準を従前と同様の判定となるよう、令和8年度に限り、保険料率の算定に関する特例を附則に設けるものです。

また、政令の改正に基づき保険料率の算定に関する特例を設けるということに伴い、令和8年度の市町村民税が非課税となる範囲内で、令和7年中の就労収入を増加させた者にとって、本改正により課税者とみなされることにより、意図せず介護保険料が増額されてしまう可能性があることから、本人からの申請を要しない減免措置の特例についても同時に設ける改正を行い、該当者の救済を行うものです。

3、施行期日は令和8年4月1日です。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑はございますか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 分かりにくいんですが、救済措置ということですが、令和9年度以降については何らか同じような意図せぬ負担増が生じる可能性があったり、それを救済する何か手だてなりは、考えられる可能性はあるんですか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

高齢介護課長。

○高齢介護課長（松林 亮君） 高齢介護課長です。

ただいまの田中議員の質問にお答えします。

今回の改正の措置は、減免させていただくのは、従来どおり保険料を確保するためにやったことによる副作用みたいなことで起こったことに対する減免措置ということですので、令和8年度限りの措置ということになります。

今後のことについては、現在着手しました第10期の介護保険事業計画のほうで時期を踏まえて設定するような、来年度中に完成するようになっておりますので、その中で、条例改正なりで保険料等を定めていくことになるというふうに考えております。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) 次に参ります。

日程第7、第2号議案、令和7年度府中町一般会計補正予算(第8号)を議題に供  
します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(寺尾光司君) 第2号議案、令和8年3月9日提出。

令和7年度府中町一般会計補正予算(第8号)。

令和7年度府中町の一般会計補正予算(第8号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億4,286万6,000円  
を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ246億1,038万  
5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入  
歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

補足説明は財務部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（増田康洋君） 財務部長です。

第2号議案、令和7年度府中町一般会計補正予算（第8号）につきまして、補足して説明いたします。

それでは、第1条「歳入歳出予算の補正」について、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

10ページをお願いします。

歳入です。

款 地方交付税、項 地方交付税、目 地方交付税、普通交付税は、国の補正に伴い臨時経済対策費など追加措置が講じられたもので、3億7,452万3,000円の増額補正です。

款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 民生費国庫負担金、国民健康保険基盤安定負担金は、歳出・民生費に補正計上しています国民健康保険特別会計繰出金、保険基盤安定制度事業の特定財源で、負担率は保険者支援分などの2分の1、685万5,000円の増額補正です。

次に、保育所運営費負担金は、歳出・民生費に補正計上しています私立保育所保育運営委託事業の特定財源で、負担率は国庫負担基本額に対し、2分の1及び100分の60.43で、1,181万3,000円の増額補正です。

次に、施設型給付費負担金は、歳出・民生費に補正計上しています施設型給付・地域型保育給付事業の特定財源で、負担率は、国庫負担基本額に対し2分の1及び100分の60.43で、1,125万6,000円の増額補正です。

次に、地域型保育給付費負担金は、歳出・民生費に補正計上しています施設型給付・地域型保育給付事業の特定財源で、負担率は、国庫負担基本額に対し2分の1及び100分の60.43で、370万4,000円の増額補正です。

なお、3つの科目で100分の60.43という負担率となっていますが、当初予算時の100分の59.08から増率となっています。

項 国庫補助金、目 総務費国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補

助金は、歳出・総務費に補正計上しています住民基本台帳等事務事業の特定財源で、補助率10分の10、494万3,000円の増額補正です。

目 土木費国庫補助金、道路新設改良事業費補助金は、歳出・土木費に補正計上しています道路新設改良事業の特定財源で、補助率は補助対象事業費の10分の5.5、1,705万円の増額補正です。

次に、橋りょう長寿命化事業費補助金は、歳出・土木費に補正計上しています橋りょう長寿命化事業の特定財源で、補助率は補助対象事業費の10分の5.5、134万8,000円の増額補正です。

次に、土地区画整理事業費補助金は、歳出・土木費に補正計上しています向洋駅周辺土地区画整理事業の特定財源で、補助率は補助対象事業費の10分の5.5、4,425万3,000円の増額補正です。

11ページです。

目 教育費国庫補助金、史跡等購入費補助金は、歳出・教育費に補正計上しています下岡田官衙遺跡保存・整備事業の特定財源で、補助率5分の4、497万円の増額補正です。

目 消防費国庫補助金、地域未来交付金は、歳出・消防費に補正計上しています防災体制強化事業の特定財源で、補助率2分の1、1,075万8,000円の増額補正です。

款 県支出金、項 県負担金、目 民生費県負担金、国民健康保険基盤安定負担金は、歳出・民生費に補正計上しています国民健康保険特別会計繰出金（保険基盤安定制度）事業の特定財源で、負担率は保険税軽減分の4分の3、その他4分の1で、908万3,000円の増額補正です。

次に、保育所運営費負担金は、歳出・民生費に補正計上しています私立保育所保育運営委託事業の特定財源で、負担率は、国庫負担基本額に対し4分の1及び100分の19.785で、437万1,000円の減額補正です。

次に、施設型給付費負担金は、歳出・民生費に補正計上しています施設型給付・地域型保育給付事業の特定財源で、負担率は、国庫負担基本額に対し4分の1及び100分の19.785で、98万2,000円の増額補正です。

次に、地域型保育給付費負担金は、歳出・民生費に補正計上しています施設型給付・地域型保育給付事業の特定財源で、負担率は、国庫負担基本額に対し4分の1及

び100分の19.785で、18万円の減額補正です。

なお、3つの科目で100分の19.785という負担率となっていますが、当初予算時の100分の20.46から減率となっています。ただし、先ほどの国費の負担率の増率と合わせますと、100分の0.675の増加配分となっています。

項 県補助金、目 民生費県補助金、ひとり親家庭等医療費補助金は、歳出・民生費に補正計上しています、ひとり親家庭等医療費給付事業の特定財源で、補助率は、町の助成額から県負担基準額を控除した2分の1、173万5,000円の増額補正です。

次に、施設型給付費補助金は、歳出・民生費に補正計上しています施設型給付・地域型保育給付事業の特定財源で、補助率は県費補助基本額の2分の1、54万3,000円の増額補正です。

目 衛生費県補助金、産科医等確保支援事業補助金は、歳出・衛生費に補正計上しています産科医等確保支援事業の特定財源で、補助率は補助対象事業費の2分の1、46万円の増額補正です。

12ページに及びます。

款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整積立基金繰入金、財政調整積立基金からの繰入金は、本補正予算で不要となる一般財源を減額するもので、3億1,495万9,000円の減額補正です。

款 町債、項 町債、目 土木債、道路新設改良事業債（都市整備課）は、歳出・土木費に補正計上しています道路新設改良事業の特定財源で、充当率100%、1,890万円の増額補正です。

次に、橋りょう長寿命化事業債は、歳出・土木費に補正計上しています橋りょう長寿命化事業の特定財源で、充当率100%、160万円の増額補正です。

次に、向洋駅周辺土地区画整理事業債は、歳出・土木費に補正計上しています向洋駅周辺土地区画整理事業の特定財源で、充当率100%、3,650万円の増額補正です。

目 教育債、下岡田官衙遺跡保存・整備事業債は、歳出・教育費に補正計上しています下岡田官衙遺跡保存・整備事業の特定財源で、充当率90%、110万円の増額補正です。

13ページから、歳出です。

款 総務費、項 総務管理費、目 財政管理費、減債基金積立金事業は、普通交付税の追加措置において、後年度の臨時財政対策債の償還に充てる費用として交付された額を積み立てるもので、減債基金積立金4,191万5,000円の増額補正です。

目 諸費、過誤納還付金事業（子育て支援課）は、前年度補助対象事業の精算に伴い国費を還付するもので、過誤納還付金186万円の増額補正です。

目 コミュニティバス等運営費、コミュニティバス等運行事業は、つばきバス乗務員に係るベースアップやモビリーデイズ移行経費が増額となったもので、コミュニティバス運行負担金510万4,000円の増額補正です。

14ページです。

項 戸籍住民基本台帳費、目 戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳等事務事業は、住民基本台帳システム改修委託料494万3,000円の増額補正です。

戸籍に振り仮名を付す業務につきましては、本年度予算において実施したところですが、法改正により当該振り仮名を住民票へ取り込む必要があることから、システム改修を行うものです。

15ページです。

款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉総務費、国民健康保険特別会計繰出金（保険基盤安定制度）事業は、当該会計の補正に伴い必要となる一般財源を繰り出すもので、国民健康保険特別会計繰出金2,125万円の増額補正です。

次に、介護保険特別会計繰出金事業は、当該会計の補正に伴い必要となる一般財源を繰り出すもので、介護保険特別会計繰出金87万6,000円の増額補正です。

16ページです。

項 児童福祉費、目 母子福祉費、ひとり親家庭等医療費給付事業、ひとり親家庭等医療費は、第3四半期までの給付実績を基に本年度の事業費を試算したところ、当初予算額2,346万円を上回るため、不足額553万3,000円について増額補正するものです。

目 保育所費、私立保育所保育運営委託事業は、国の保育支弁単価の改定に伴う増額で、保育所運営委託料1,088万1,000円の増額補正です。

次に、施設型給付・地域型保育給付事業は、国の保育支弁単価の改定に伴う増額で、施設型給付費を615万3,000円、地域型保育給付費を208万5,000円、それぞれ増額補正するものです。

なお、本事業の補正は財源振替を含みます。

17ページです。

款 衛生費、項 保健衛生費、目 保健衛生総務費、産科医等確保支援事業、産科医等確保支援事業補助金は、第3四半期までの交付実績を基に本年度の事業費を試算したところ、当初予算額600万円を上回るため、不足額61万4,000円について増額補正するものです。

目 老人保健費、各種検診事業、各種がん検診委託料は、第3四半期までの支出実績を基に本年度の事業費を試算したところ、当初予算額4,967万円を上回るため、不足額388万1,000円について増額補正するものです。

次に、後期高齢者健康診査事業、後期高齢者健康診査委託料は、第3四半期までの支出実績を基に本年度の事業費を試算したところ、当初予算額1,975万9,000円を上回るため、不足額333万4,000円について増額補正するものです。

18ページです。

款 土木費、項 道路橋りょう費、目 道路新設改良費、道路新設改良事業は、道路新設改良工事及び地下埋設物施設等補償費、総額3,600万円の増額補正です。後年度に予定していた宮の町41号線、八幡26号線の工事について国の補正の内示を受けたことから、事業化を図るものです。

目 橋りょう維持費、橋りょう長寿命化事業は、橋りょう長寿命化設計業務委託料302万1,000円の増額補正です。後年度に予定していた受田橋の改修に係る設計について国の補正の内示を受けたことから、事業化を図るものです。

19ページです。

項 都市計画費、目 土地区画整理費、向洋駅周辺土地区画整理事業は、物件移転費等補償費6,768万8,000円の増額補正です。後年度に予定していた補償5件について国の補正の内示を受けたことから、事業化を図るものです。

なお、内示に係る事業費は、補償7件、8,046万円でしたが、そのうち2件については権利者の事情により先月中の契約が必要であったため、予算流用により既に対応していることから、本事業の補正は、当該対応分の財源振替を含みます。

20ページです。

款 消防費、項 消防費、目 災害対策費、防災体制強化事業は、消耗品費及び災

害対策用備品、総額 2, 151 万 6, 000 円の増額補正です。後年度に予定していた避難所で使用する折り畳みベッド、パーティション、ポータブル電源の購入について国の補正の内示を受けたことから、事業化を図るものです。

21 ページです。

款 教育費、項 社会教育費、目 社会教育総務費、下岡田官衙遺跡保存・整備事業は、本年度予定している史跡指定地の購入に係り、下岡田官衙遺跡土地購入費の既存予算額 2, 409 万 8, 520 円を鑑定額が上回ったため、不足額 621 万 2, 000 円について増額補正するものです。

続いて、第 2 条 繰越明許費の補正について、第 2 表 繰越明許費補正により説明いたします。

4 ページにお戻り願います。

追加です。款 総務費、項 戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳等事務事業は、494 万 3, 000 円の繰越しです。

内容は、先ほど歳出補正予算において御説明したとおりですが、議決後の着手となり、年度内に事業完了が見込めないことから、全額繰越しを行うものです。

款 衛生費、項 保健衛生費、協働型環境づくり事業は、142 万 5, 000 円の繰越しです。

現在、第 3 次環境基本計画策定業務委託料により当該計画を策定中ですが、同様に現在策定を行っている広島県の環境基本計画の完成が本年 7 月頃になる予定であるため、計画の整合を図る必要があることから、繰越しを行うものです。

款 土木費、項 道路橋りょう費、道路新設改良事業は、3, 600 万円の繰越しです。

内容は、先ほど歳出補正予算において御説明したとおりですが、議決後の着手となり、年度内に事業完了が見込めないことから、全額繰越しを行うものです。

次に、橋りょう長寿命化事業は、302 万 1, 000 円の繰越しです。

内容は、先ほど歳出補正予算において御説明したとおりですが、議決後の着手となり年度内に事業完了が見込めないことから、全額繰越しを行うものです。

項 都市計画費、都市計画調査事業は、3, 657 万 5, 000 円の繰越しです。

揚倉山健康運動公園の再整備に係る公募事業者の選定事務は年度を超えることとなりますが、都市公園 P F I 導入可能性調査等業務委託料には、その選定に係る運営支

援などのアドバイザー業務を含んでいることから、繰越しを行うものです。

次に、向洋駅周辺土地区画整理事業は、9,581万1,000円の繰越しです。

内容は、先ほど歳出補正予算において御説明したとおりですが、議決後の着手となり年度内に事業完了が見込めないことから、全額繰越しを行うものです。また、地下埋設物移設等補償費において、契約相手方が資機材の調達に時間を要したことから、年度内に事業完了が見込めない繰越しも含まれます。

次に、広島市東部地区連続立体交差事業は、2億2,400万円の繰越しです。引き続き、鉄道本体の基礎工事などを施工することから、年度内に事業完了が見込めないため、繰越しを行うものです。

款 消防費、項 消防費、消防自動車等購入事業は、2億8,050万円の繰越しです。

はしご付消防自動車の購入において、シャシーの燃費基準や安全基準に係る法改正の影響で生産に時間を要しており、年度内の納品が見込めないことから、繰越しを行うものです。

次に、防災体制強化事業は、2,151万6,000円の繰越しです。

内容は、先ほど歳出補正予算において御説明したとおりですが、議決後の発注となり年度内に納品が見込めないことから、全額繰越しを行うものです。

続いて、第3条、債務負担行為の補正について、第3表 債務負担行為補正により説明いたします。

5ページです。

変更です。町県民税賦課システム改修委託料は、変更前、期間、令和7年度から令和8年度、限度額1,342万6,000円、変更後の期間は同じ、限度額1,485万4,000円です。

変更前は、特定親族特別控除創設などの税制改正に伴うシステム改修を行うものでしたが、加えて今般、所得税の基礎控除の引上げに伴う税制改正なども示されたことから、142万8,000円の増額を行うものです。

続いて、第4条、地方債の補正について、第4表 地方債補正により説明いたします。

6ページです。追加です。

起債の目的は、下岡田官衙遺跡保存・整備事業債、限度額は110万円です。

起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりで、当初予算の他の事業債と同様です。

7 ページです。変更です。

道路新設改良事業債（都市整備課）の限度額が、補正前 1, 170 万円、補正後 3, 060 万円。橋りょう長寿命化事業債の限度額が、補正前 550 万円、補正後 710 万円。向洋駅周辺土地区画整理事業債の限度額が、補正前 1 億 4, 570 万円、補正後 1 億 8, 220 万円です。

起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりで、変更はありません。

補足説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（力山 彰君） ここで休憩といたします。再開は 11 時 10 分からとします。休憩。

（休憩 午前 11 時 00 分）

（再開 午前 11 時 10 分）

○議長（力山 彰君） 休憩中の議会を再開します。

ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑は、13 ページから 21 ページの歳出から、ページごとに行います。

まず、13 ページで質疑はございますか。

13 番、齋藤議員。

○13 番（齋藤 昇君） 13 番、齋藤なんですがね、ちょっと以前に聞き漏らしたような経緯がありますので、申し訳ないんですが、質問させていただきます。

12 番のコミュニティバス運営費なんですが、このたび補正額が 510 万 4, 000 円ですかね、計上されているんですが、これがいわゆるコミュニティバス運行負担金という形になっているんですが、これはこれだけなんですかね。

一応 2020 年のコロナも終わって、ソレイユのほうを拠点にして結構頑張っておられるので、ここまでのやっぱりマイナスがあるというのが、ちょっと私も、広電さんのほうから出発しとるんですが、5, 104 万がちょっと金額が大きいもので、このあたりを少し説明をお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

都市整備課長。

○都市整備課長（高橋 幹君） 都市整備課長です。

補正の510万4,000円の補正額の主な内訳なんですけれども、人件費の上昇、特にその人件費と申しましても、一般運転士、運転士さんですね、の人件費が高騰したというところの対応と、あと、もう1件が乗車券システム、モビリーデイズ、パスピーからモビリーデイズへ移行したわけなんですけれども、それに対するシステム変更に伴う経費の増額というところで、その増額が生じたというところですよ。

以上です。

○議長（力山 彰君） 齋藤議員。

○13番（齋藤 昇君） 今はモビリーデイズと言われましたよね。私もこの間、つばきバスに乗るためじゃないんですが、市内のほうへ出るのに、これを私もしっかり大きな金額を確保させてもらったんですが、このモビリーデイズがそんなに、いわゆる経費、それで人件費、我々議員もずっと上がっていないんですが、そんな広電さん、人件費、結構上がったんですかね。よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

都市整備課長。

○都市整備課長（高橋 幹君） 都市整備課長です。

ただいまモビリーデイズ移行への対応ということを説明いたしましたが、具体的には4点ほどございまして、まず1点目が、旧システムのパスピーですね、そのパスピーの関連機器の除却費で、もう一点がモビリーデイズの宣伝広告費で、3点目がモビリーデイズカードの購入費で、4点目、これが主に多いと広電さんから聞き取りをしているわけなんですけれども、その移行に伴う窓口対応のための人件費、こちらが、かなり増額の要因であったというところですよ。

以上です。

○議長（力山 彰君） 齋藤議員。

○13番（齋藤 昇君） それと、ちょっとこれは関連になるんですが、つばきバスの最近のお客さんの伸び率、そんなに悪いんですかね。これはちょっと論外になりますか。すみません。

○議長（力山 彰君） 答弁。

都市整備課長。

○都市整備課長（高橋 幹君） 都市整備課長です。

乗客数の伸びなんですけれども、令和元年までは着実に伸びておりまして、人数でいうと20万人近いような形での伸び率をも示していたわけなんですけど、コロナで一変しまして、そこでかなり落ちたと。基準を令和元年、コロナの影響がないところを基準とした中での令和元年を基準としますと、年々、コロナ禍からずっと下がってはいたんですけども、そのコロナが過ぎた令和5年あたりから回復傾向が見られまして、5・6・7年度も前年度より上昇傾向であるというところなんです。だから、減少傾向にはなっていないというところなんです。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） ほかに、今の以外でええんですかね。

○議長（力山 彰君） いや、13ページのみです。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、次に、14ページで質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、15ページで質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、16ページで質疑はございますか。

16番、二見議員。

○16番（二見伸吾君） 16番、二見です。

4番の保育所費なんですけれども、先ほどの説明で増額補正であったということだったんですが、一般財源の支出は462万8,000円マイナスで、ここら辺の関係がなぜ減額になっているのか、御説明をお願いします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（砂崎綾美君） 子育て支援課長です。

二見議員の御質問にお答えします。

この歳入については、国の国庫負担金と県に負担金というのがあるんですけども、国のほうは、当初予算時の100分の59.08から増額しまして、100分の

59.08から増率して100分の60.43となっているんですけれども、御質問の県費については、当初、100分の20.46から100分の19.785に下がっております。それによって、当初よりも実際の率が減っているということで、そこも減っているというものになります。

説明は以上です。

○議長（力山 彰君） 16番、二見議員。

○16番（二見伸吾君） ということは、国の補助割合が高くなったので、町としての一般財源からの支出は少なくて済んだと、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（中本孝弘君） 福祉保健部長です。

今の子育て支援課長の説明にもありましたように、県の補助率は減ったんですが国の負担率が増えて、トータルとしては、当初予算に比べたら、負担のほうは特定財源のほうが増えている形で、一般財源は、では減るのかということになってくるんですけれども、一般財源のほうは、今、増額補正ということで提出させていただいている理由としては、そもそもの公定価格が増えているということと、公定価格の改定に伴って加算項目というものも今回、同時に補正させてもらっているんですけれども、加算項目の具体的な内容としましては、1歳児の配置による改善加算、それから運営継続支援の臨時加算、それと職員さんたちに対する処遇改善加算の補助というものが増加の項目となっております、トータルで見込んだところ、増額補正となっているものであります。

以上です。

○議長（力山 彰君） 二見議員。

○16番（二見伸吾君） ですから、町の一般会計財源からの支出は減っているけれども、保育園に行くお金が減っているわけではない、むしろ増えているんだと、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、次に、17ページで質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、18ページで質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、19ページで質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、20ページで質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、次に、21ページで質疑はございますか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 下岡田の保存整備で土地購入費ですけれども、これは令和7年度は、当初では土地購入費は計上がなかったんですよね、当初予算で。令和6年度で1億5,000万ぐらい出とるわけですよね。

今回は令和6年度で、さっきは鑑定額の上昇ということだったんですが、ちょっと途中の令和7年度の当初から今回の補正までの、この年度の予算のつけ方とその増額の理由、鑑定額の増額ということは、土地の評価替えでもあったのか、あるいは土地を購入する鑑定額ということは、評価替え以外で何か、当初のもくろみと違う額があったのか、ちょっとその説明をお願いします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

社会教育課主幹。

○社会教育課主幹（小路和司君） それでは、先ほどの田中議員の御質問にお答えいたします。

今回の補正金額621万2,000円でございますが、これは、そもそも今回の土地の購入費用については令和6年度予算の繰越しをしたもので、2,409万8,520円の予算となっておりますけれども、今回の不動産鑑定士のほうが現地の状況や近隣の取引実績などを正式に調査を行った結果、土地の価格につきまして、3,031万円との評価が出ております。この、先ほど申しました予算額からの不足額が621万2,000円ということになりまして、今回、増額補正をお願いしておるということでございます。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

田中議員。

○15番（田中伸武君） 1年繰り越したために、その1年の間に土地が値上がりしたと、そういうことですか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

社会教育課主幹。

○社会教育課主幹（小路和司君） 先ほどの田中議員の御質問にお答えします。

予算額については、固定資産税の評価額を基に算出しておりましたが、当初は対象地に接している道路等が2メートル程度の幅員だったため、建物自体が建築できるかどうか不明であったというところで、正式に鑑定をしたところ、道路後退等をすれば建物を建築することができるということが確認できたため、鑑定評価が想定の価格を上回ったものになったということでございます。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

田中議員。

○15番（田中伸武君） すみません、分かりにくいけど、土地の値上がりというより、鑑定がしっかりと精査されていなかったのだからちょっと形が変わって、やり替えたら上がったと、そういう解釈、分かりました。

○議長（力山 彰君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、次に、歳入について質疑を行います。

少し戻って、10ページから12ページの歳入について、一括で質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、次に、戻って4ページ、第2表 繰越明許費補正で、質疑はございますか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 都市計画調査事業ですが、これも今まで何度かやり取りがありましたけれども、今回、この繰り越しする理由ですよね。

この事業は令和7年度の、例の揚倉のPFIの可能性調査業務委託料で、YMF Gのゾンプランニングに委託料金として払う3,600万ですけれども、そもそもその委託業務は、令和7年度中にPFIの可能性について結論を出すのが主な仕事であ

って、もう一つの今のアドバイザリー料というのは、P F I 業者を公募するための設計仕様のところはアドバイスしてもいいけれども、今回のように、その後の入札のところにまでこのコンサルが関与する、そのために繰り越すんだというのは、僕はどうもちょっと納得がいかなのんですけれども、本当にそういう理由なんでしょうか。

本来の業務で、入札に関わるように設計仕様をした業者が入札に関わることになる、しかもそれは繰り越してまでやるということになると、僕は問題があるんじゃないかと思うんですが、本当にそれは当初からそこまで入れた発注にして、しかも計画的に、計画的に言うたらおかしいな、繰り越す理由は、どうしても繰り返さないけん何かの理由じゃなくて、単に入札のためのアドバイスを求めると、そういういきさつでよろしいんですかね。

○議長（力山 彰君） 答弁。

都市整備課長。

○都市整備課長（高橋 幹君） 都市整備課長です。

今回のこの業務につきまして、当初から最終的なその業務の締めくくりと申しますか業務の想定としましては、業者が選定された後に、その業者と基本協定書まで結ぶというところまでを想定した業務発注となっております。

そもそも工程当初の想定では、年度内でそこまで終わらせる予定での想定でありましたが、業者を通じての業者ヒアリング、サウンディングですね、そういったところから、全体的な業務工程がその枠に入らないというところから全体的な工程がずれ込みまして、最終的な基本協定書の締結というところの業務が、年度内で終わるところがちょっと難しくなったというところでの繰越しというところですよ。

以上です。

○議長（力山 彰君） 田中議員。

○15番（田中伸武君） 入札業務が遅れた理由を改めてここで説明いただきたいのと、本来のメインの発注業務であるところのP F I 可能性調査の結果ですね、結果報告。これは本年度内に報告を出して、それを基に次のP F I をやるんだということで、発注、公募業務にかかるのが手続だと思っんですけれども、全部が同時進行してしまってさらに遅れるというのは、どうも僕は納得できない。改めて今の点をお聞きします。

遅れのことと、今の本来のメインの業務であるところのP F I の可能性調査の報告はいつ出るのかと、その2つをお願いします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

都市整備課長。

○都市整備課長（高橋 幹君） 都市整備課長です。

その業務の遅れの理由なんですけど、先ほども説明をちょっと簡単にさせていただいたんですが、この業務をそもそもどういった形で発注するかというところで、ある程度想定した中での、P a r k－P F Iを想定した中での公園の再整備というところを目指して業務発注いたしました。

ただ、そのP F I事業の性質上、従来方式での、町が工程を組んで発注するというところの工程であれば、町自体で工程がある程度想定はできるんですけども、民間事業者と一緒に業務をやるというところですから、民間事業者の動向がその業務発注、そのサウンディングをしてみないと分からなかった状況でありました。

そういった中で、そのサウンディングを通じて全体的な業務が、もともと全員協議会とか前回の臨時でも御説明いたしましたけど、整備に関して、もともとうちの想定では、グラウンドの整備が令和8年度中で終わるといような想定もあった中での業務スタートだったんですけども、サウンディングをした中で、令和8年度中、すなわち令和9年3月の工事完了というところは到底無理だといようなところの意見も踏まえまして、今の想定では、リニューアルオープンを令和10年4月といような形に、そのサウンディングで、なりました。

それでそういった意見、当初の想定からすると、全体工程を組み直すのにも内部調整、詳しく言うと町内部の内部調整と練習拠点化に伴ってのサンフレさんとの調整といようなところも相まって、業務が全体的にずれ込んだといようなところなんです。

2点目の導入可能性調査の結果なんですけれども、業務の成果を受けてこの事業を前に進めるといような、業務といいますかこの事業全体の進め方としましては、今の業務と同時並行で事業を進めるというやり方を、事業全体としてさせていただいてますので、成果が出てきてその次のステップに行くといような手順ではなくて、全体的に同時進行で行う事業ですので、この業務自体を繰り越しするといようなところで、

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

田中議員。

○15番（田中伸武君） いや、全体の事業と同時並行というのと、僕が聞いているのは、その内のPFI可能性調査の業務報告、これは当然、先に出にゃいけないもんだろうと思うんですけど、それは、いつ。既に出ているのか、あるいは出すのか、そっちの部分の予定はいつですか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

都市整備課長。

○都市整備課長（高橋 幹君） 都市整備課長です。

この業務を推進する中で、一定の成果が出たら、その都度その都度、成果品としては出てくるものです。ですから今、全体の完了検査というのはまだ受けられない状態ではありますが、その都度その都度、その段階、段階において個別の成果品というのは出て、その業者と町と、そういった成果に対しての共有意識を持った中で、事業全体を進めているというようなやり方を行っております。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質疑はございますか。

17番、狩野議員。

○17番（狩野雄二君） 17番、狩野です。

協働型環境づくり事業で、これ、広島県の事業が7月に完了するというに伴って、整合性を取るために繰り越すという説明があったんですけど、これは結局広島県が遅れたということなのか、当初からもう7月という想定だったのかが1つと、もう一点は、この142万5,000円というのは、これは人件費ということなんですか。何か印刷費とか、その辺の内訳、教えてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

環境課長。

○環境課長（相原一夫君） 環境課長です。

もともと広島県の計画自体もこの3月に予定されておりましたのが、7月に延伸になったということでございます。

もう一点の質問が、委託料の142万5,000円は、全て委託料でございます。

以上でございます。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、次に5ページ、第3表、債務負担行為補正について  
質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、次に6ページ、第4表、地方債補正について質疑は  
ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。  
討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 次に参ります。

日程第8、第3号議案、令和7年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）  
を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第3号議案、令和8年3月9日提出。

令和7年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

令和7年度府中町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところ  
による。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,457万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ44億4,413万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

府中町長 寺尾光司

説明は財務部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（増田康洋君） 財務部長です。

第3号議案、令和7年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、補足して説明いたします。

それでは、第1条「歳入歳出予算の補正」について、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

7ページをお願いします。

歳入です。

款 国民健康保険税、項 国民健康保険税、目 一般被保険者国民健康保険税は、当初予算に対し減額が見込まれるもので、医療給付費分現年課税分を2,244万4,000円、介護納付金分現年課税分を186万7,000円、後期高齢者支援金分現年課税分を115万4,000円、それぞれ減額補正するものです。

総額2,546万5,000円の減額補正のうち、保険基盤安定制度に係る減収が2,125万円、事業運営に係る財源不足となる減収が421万5,000円となっています。

款 県支出金、項 県補助金、目 保険給付費等交付金、普通交付金（保険年金課）は、歳出補正に伴う財源措置で、8,457万5,000円の増額補正です。

款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金は、保険基盤安定制度に係る繰入れを措置するもので、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）を754万円。

8ページに参ります。

保険基盤安定繰入金（保険者支援分）を1,210万3,000円、未就学児均等割保険税繰入金を5万2,000円、産前産後保険税繰入金を155万5,000円、それぞれ増額補正するものです。

款 町債、項 財政安定化基金貸付金、目 財政安定化基金貸付金、広島県国民健

康保険財政安定化基金貸付金は、国民健康保険税の減収による財源不足額に対し制度に基づく借入れを計上するもので、421万5,000円の増額補正です。

9ページから、歳出です。

款 保険給付費、項 療養諸費、目 一般被保険者療養給付費、一般被保険者療養給付費事業、一般被保険者療養給付費は、第3四半期までの給付実績を基に本年度の事業費を試算したところ、当初予算額25億円を上回るため、不足額3,660万8,000円について増額補正するものです。

10ページです。

項 高額療養費、目 一般被保険者高額療養費、一般被保険者高額療養費事業、一般被保険者高額療養費は、第3四半期までの給付実績を基に本年度の事業費を試算したところ、当初予算額3億4,137万円を上回るため、不足額4,796万7,000円について増額補正するものです。

続いて、第2条、地方債について、第2表 地方債により説明いたします。

4ページにお戻り願います。

起債の目的は財政安定化基金貸付金、限度額は421万5,000円、起債の方法は普通貸借、利率は無利子、償還の方法は、広島県国民健康保険財政安定化基金の貸付・償還条件による。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑は、9ページから10ページの歳出から、ページごとに行います。

まず、9ページで質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、次に、10ページで質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、次に、歳入について質疑を行います。

戻りまして、7ページから8ページの歳入について、一括で質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、戻って4ページ、第2表 地方債で質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

ここで昼休憩に入ります。午後 1 時から再開をいたします。

なお、開会前に申し上げたとおり、議員共済会総会を開催いたしますので、第 2 委員会室に移動をお願いいたします。議員共済会総会は、第 2 委員会室で開催いたします。よろしく申し上げます。タブレット持参でお願いします。

（休憩 午前 11 時 45 分）

（再開 午後 1 時 00 分）

○議長（力山 彰君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第 9、第 4 号議案、令和 7 年度府中町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第 4 号議案 令和 8 年 3 月 9 日提出。

令和 7 年度府中町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）。

令和 7 年度府中町の介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 7 千 5 万 1 千 000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 4 億 2 千 6 百 80 万 4 千 000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表 歳入歳出予算補正による。

補足説明は財務部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（増田康洋君） 財務部長です。

第4号議案、令和7年度府中町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足して説明いたします。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

6ページをお願いします。

歳入です。

款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 総務費補助金、介護保険システム改修費補助金は歳出補正の特定財源で、補助率2分の1、87万5,000円の増額補正です。

款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 その他一般会計繰入金、事務費繰入金は、本補正予算に伴い必要となる一般財源を繰り入れるもので、87万6,000円の増額補正です。

7ページ、歳出です。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費、介護保険一般事務事業は、令和7年度税制改正に伴い必要なシステム改修を行うもので、介護保険システム改修委託料175万1,000円の増額補正です。

補足説明は以上です。よろしくをお願いします。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑は、6ページと7ページの歳入歳出を一括で行います。

質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 次に参ります。

日程第10、第5号議案、令和7年度府中町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第5号議案、令和8年3月9日提出。

令和7年度府中町下水道事業会計補正予算（第3号）。

（総則）

第1条 令和7年度府中町下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和7年度府中町下水道事業会計予算。

第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

項目（4）主な建設改良事業費、管路建設改良費、補正前1億9,529万4,000円、補正後4億1,579万4,000円。

（資本的収入及び支出の補正）

第3条、予算第4条本文括弧中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億3,553万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額2,515万3,000円及び当年度分損益勘定留保資金5億1,038万4,000円を、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億3,583万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額2,515万3,000円及び当該年度分損益勘定留保資金5億1,068万4,000円に改め、同条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、科目第1款 資本的収入、既決予定額7億3,381万9,000円、補正予定額2億2,020万円、計9億5,401万9,000円。

支出、科目第1款 資本的支出、既決予定額12億6,935万6,000円、補正予定額2億2,050万円、計14億8,985万6,000円。

(企業債の補正)

第4条 予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

(起債の目的)

下水道事業、既決予定額4億1,880万円、補正予定額1億2,020万円、計5億3,900万円。

府中町長 寺尾光司

補足説明は財務部長が行います。

○議長(力山 彰君) 補足説明。

財務部長。

○財務部長(増田康洋君) 財務部長です。

第5号議案、令和7年度府中町下水道事業会計補正予算(第3号)につきまして、補足して説明いたします。

それでは、第3条資本的収入及び支出の補正について、補正予算説明資料、予算実施計画明細書により説明いたします。

8ページをお願いします。

収入からです。

款 資本的収入、項 企業債、目 企業債施設、節 公共下水道事業債は資本的支出の特定財源で、充当率100%、1億2,020万円の増額補正です。

項 国庫補助金、目 国庫補助金、節 国庫補助金は、支出・資本的支出の特定財源で、補助率は補助対象事業の2分の1、1億円の増額補正です。

支出です。

款 資本的支出、項 建設改良費、目 管路建設改良費は、節 工事請負費が2億2,000万円及び事務費となる節 委託料が50万円の増額補正です。

後年度に予定していた茂陰1号幹線改築工事について、国の補正の内示を受けたことから、事業化を図るものです。

続いて、第4条、企業債の補正です。

2ページにお戻り願います。

起債の目的は下水道事業、既決予定額4億1,880万円、補正予定額1億2,020万円、計5億3,900万円です。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、一括で質疑を行います。

質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 次に参ります。

日程第11、第12号議案、府中町行政手続条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第12号議案、令和8年3月9日提出。

府中町行政手続条例の一部改正について。

府中町行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 寺尾光司

提案理由でございますが、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は総務企画部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

総務企画部長。

○総務企画部長（谷口充寿君） 総務企画部長です。

第12号議案、府中町行政手続条例の一部改正について、補足して説明いたします。

第12号議案参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

2、改正事項の概要です。

令和8年5月21日に、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部が施行となり、これに伴い、行政手続法の一部が改正されます。

府中町行政手続条例は、町が条例・規則等に基づいてする処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、行政手続法に準拠して規定を定めていることから、行政手続法の一部改正に伴い、条例を改正するものでございます。

改正事項の概要ですが、不利益処分の名宛人の所在が不明な場合に行う聴聞等の通知に係る公示送達は、ホームページ等で公示事項を公開し、不特定多数の者が閲覧できる状態にするとともに、(1) 公示事項が記載された書面を町の掲示場に掲示する方法、または(2) 公示事項を町の事務所に設置したモニター等に表示する方法のいずれかで行うよう、条例を改正するものです。

3、施行期日等です。

施行期日は、行政手続法の一部改正の施行日に合わせて、令和8年5月21日とします。また、改正後の規定は施行日以後にする聴聞等の通知について適用し、施行日前にした通知については、なお従前の例によることとする経過措置を設けます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 次に参ります。

日程第12、第14号議案、府中町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題に供します。

本案についての理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第14号議案、令和8年3月9日提出。

府中町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

府中町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

府中町長 寺尾光司

提案理由でございますが、放課後児童支援員の資格要件の特例を見直すため、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は福祉保健部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

福祉保健部長、

○福祉保健部長（中本孝弘君） 福祉保健部長です。

第14号議案、府中町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、補足して説明いたします。

第14号議案参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員の資格要件の特例を見直すため、条例の一部を改正するものです。

2、改正の概要です。

放課後児童クラブの運営については、府中町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例により、放課後児童支援員の配置を義務づけています。

放課後児童支援員には、条例第10条で、都道府県知事等が行う研修を修了した者であることを資格要件として義務づけていますが、附則第3条に、経過措置として、

研修を修了した者として、令和8年3月31日までに研修を修了することを予定している者を含めることとしています。

今般、こども家庭庁通知において、研修を修了する予定者として、放課後児童支援員とみなす場合は、研修計画の内容に限らず、原則、採用から1年以内に修了させるよう努めることが明示されていることを受け、現行の経過措置を削除し、第10条第3項に、業務に従事することとなった日から1年を経過する日の属する年度の末日までに研修を修了することを予定している者を含める特例を設けるものです。

3、施行期日は令和8年4月1日です。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 次に参ります。

日程第13、第15号議案、府中町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第15号議案、令和8年3月9日提出。

府中町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

府中町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を、次のように定める。

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものでございます。

補足説明は福祉保健部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（中本孝弘君） 福祉保健部長です。

第15号議案、府中町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について、補足して説明いたします。

第15号議案参考資料を御覧ください。

1、制定の趣旨です。

令和6年に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていない子供を育てている家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労の要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度が創設され、児童福祉法において、乳児等通園支援事業として規定されました。

本事業は、令和8年4月1日から給付事業として全国の市町村において実施されるもので、当町でも令和7年12月議会において、実施する事業者の認可の基準として、府中町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定いたしました。今回の条例は、事業を実施する事業者が給付を受けるために市町村から確認を受ける際の運営の基準として、条例で定めるものです。

2、制定の概要です。

事業実施の認可を受けた事業者が町から給付費の支給を受けるためには、特定乳児等通園支援事業者として、町の確認を受ける必要があります。この確認を受けるために事業者が遵守すべき運営に係る基準を、町は条例で定めなければならないとされており、その条例は内閣府令で定める基準に従い定め、またはそれを参酌するものとされています。当町においても、内閣府令の定める基準を勘案し、当該府令と同内容の基準を定めるものです。

主な内容としては、第1条と第2条で、総則として、趣旨と事業者が目指すべき支

援の一般原則を定め、第3条以降で、運営に関する基準として、利用定員を定めること、乳児等の利用に当たり保護者と面談すること、正当な理由なく拒んではならないこと、心身の状況等の把握、虐待の禁止、秘密保持、事故発生の防止及び対応など、事業者が運営の基準とするべき内容を定めています。

3、施行期日は令和8年4月1日です。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑はございますか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 春からの実施に向けて着々ということだろうと思うんですけども、今のところの見込みとして、これを引き受けそうな園というのはどの程度、あるいは何人ぐらいになりそうなのかというのは、推計というか予想というか、されていますでしょうか。教えてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（砂崎綾美君） 子育て支援課長です。

田中議員の質問にお答えします。

現在、特定教育・保育施設9園、小規模1園、認可外1園の計11園で認可準備を進めております。そのうち、4月から開始は5園です。一般型は5園で、一般型だけで、本年度の目標枠の1日14人が確保できる見込みとなっております。

以上でございます。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 次に参ります。

日程第14、第16号議案、府中町ふれあい福祉センター設置及び管理条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第16号議案、令和8年3月9日提出。

府中町ふれあい福祉センター設置及び管理条例の一部改正について。

府中町ふれあい福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

府中町長 寺尾光司

提案理由でございますが、府中町ふれあい福祉センターの指定管理者が行う業務を変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は福祉保健部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（中本孝弘君） 福祉保健部長です。

第16号議案、府中町ふれあい福祉センター設置及び管理条例の一部改正について、補足して説明いたします。

第16号議案参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

府中町ふれあい福祉センターの指定管理者が行う業務を変更することに伴い、条例の一部を改正するものです。

2、改正の概要です。

府中町ふれあい福祉センターは、各種福祉サービスの提供並びに地域福祉活動など総合的な住民の福祉及び健康の増進に資する施設として、府中町社会福祉協議会が指定管理者として管理運営を行い、指定管理者が行う業務として、老人デイサービス運営事業及び障害者等デイサービス運営事業を実施しておりましたが、現在、デイサービス事業については事業を休止しており、令和8年4月には事業廃止となる運びです。

また、事業廃止となるデイサービス事業については、指定管理者の業務ではなく公募による民間事業者の中から選定し、事業再開を図ることを予定しております。そのため、本条例で指定管理者が行うとされている業務から、老人デイサービス運営事業に関すること、障害者等のデイサービス運営事業、機能訓練事業に関することについて、削除する改正を行うものです。

なお、府中町ふれあい福祉センターにおけるデイサービス等の事業再開については令和8年12月を目指しており、現在、事業者を公募中で、5月に事業者を決定する予定となっております。

3、施行期日は令和8年4月1日です。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑はございますか。

16番、二見議員。

○16番（二見伸吾君） 本議案は、府中町ふれあい福祉センターの指定管理者が行う業務を変更するための条例の一部改正であります。

これまで府中町社会福祉協議会が担ってきた府中町ふれあい福祉センター内の通所介護事業所及び生活介護事業所の廃止、具体的には、老人デイサービス運営事業、障害者等のデイサービス運営事業、機能訓練事業の3つを削除するというものであります。真空温水ヒーターの故障を原因とする社会福祉協議会の3事業の停止によって、利用者は他施設へ移動し、職員を解雇せざるを得ないなど、大変不幸な結果となりました。

一般的にデイサービスの内容は、要介護状態にある高齢者、そして障害者が施設に通い、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練を日帰りで行うものであります。デイサービスの事業にとって、入浴介助は欠くことができません。入浴介助ができないのなら、デイサービス事業を止めざるを得ない。入浴介助をするために、湯を沸かす装置、ボイラーや真空温水ヒーターが必要なことは言うまでもありません。

そこで、今回の事態について幾つか伺いたいと思います。

まず第1に、府中町ふれあい福祉センター指定管理者基本協定書は、第12条で、乙、社会福祉協議会ですね、乙は事業に係る財産を善良な管理者の注意をもって管理し、事業の運営に使用するものとする規定をしております。財産の管理運営は社協

の責任であるが、真空温水ヒーターを含む財産は町のもの、町の所有物だということだと思いますが、そういう理解で間違いないでしょうか。まず、これ1点目を伺います。

○議長（力山 彰君） 答弁。

福祉課長兼職次長。

○福祉保健部次長兼福祉課長（箱田進一君） 福祉課長兼職次長です。

二見議員の御質問、真空温水ヒーターを含む財産は町のものであるかということですが、真空温水ヒーターを含む財産は、町の財産となっております。

以上です。

○議長（力山 彰君） 二見議員。

○16番（二見伸吾君） 第2に、府中町ふれあい福祉センター指定管理者年度協定書、令和6年度のものですけれども、第3条で、事業に係る施設の大規模な改築、維持補修等及び備品の取得は、原則として甲、これは府中町ですね、と乙、社協と協議の上、行うものとする」と書かれております。

真空温水ヒーターなどの財産の所有者としての町と、管理者である社協が大規模な改築、維持補修について協議してどのようにするかを決めると、そういう理解でよろしいでしょうか。これ2点目、伺います。

○議長（力山 彰君） 福祉課長兼職次長。

○福祉保健部次長兼福祉課長（箱田進一君） 福祉課長兼職次長です。

二見議員の2点目の御質問でございます。

協議してどのようにするかということですが、議員のおっしゃるように、年度協定により30万円以内の維持補修は、指定管理者である町の社会福祉協議会で行っていただくように年度協定を結んでおります。大規模な改築、維持補修は、双方で協議の上、行うこととしております。

答弁は以上です。

○議長（力山 彰君） 二見議員。

○16番（二見伸吾君） 以上のことから、真空温水ヒーターは町の持ち物だと、そして町がふれあい福祉センターに設置し、管理運営を社協に委託していると、そういうふうなことだと思うんです。

ですから真空温水ヒーターの更新に、町だけに責任があると言っているわけじゃな

いんですけど、町にもというか、主として町に責任があるというふうに思うんですけども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

福祉課長兼職次長。

○福祉保健部次長兼福祉課長（箱田進一君） 福祉課長兼職次長です。

二見議員の御質問でございますが、ふれあい福祉センターの管理運営については、指定管理の選定をさせていただいて、町社会福祉協議会のほうで管理運営をしていただいております。

ただ、デイサービスの事業につきましては委託ではなく、指定管理者が運営事業所としての指定を受け、別法人の事業であって、他の管理、民間の事業所と同じであることから、真空温水ヒーターの更新については、町及び運営事業者である町社会福祉協議会、双方に責任があるものと考えております。

以上です。

○議長（力山 彰君） 二見議員。

○16番（二見伸吾君） 今、双方に責任があるというふうに言われたんですけども、そうなんだと思うんです。やっぱり社協には管理者としての責任があるし、町には設置者としての責任があると。だからこそ、先ほど紹介しました年度協定書にも、両方で協議の上、行くと、そういう定めになっているんだろうと思います。

そして次、4点目になるのかな。真空温水ヒーターの更新についてお尋ねしますけれども、真空温水ヒーターの耐用年数は、一般的には10年程度と言われております。

ふれあい福祉センターのヒーターは、1998年のセンターオープン以来更新することなく、奇跡的に25年以上働き続けたわけですけども、耐用年数を大幅に超えて使用してきたために、2024年10月、早急な本体更新が必要だと判断されるような事態になったわけであります。

町としては、耐用年数を大幅に過ぎた真空温水ヒーターの更新について、これまでどのように考えてきたでしょうか。

○議長（力山 彰君） 福祉課長兼職次長。

○福祉保健部次長兼福祉課長（箱田進一君） 福祉課長兼職次長です。

二見議員の御質問でございますが、真空温水ヒーターの更新についてでございます。平成29年から、施設保守の業者から、真空温水ヒーターの更新については点検の

中で指摘がありましたが、具体的な修繕計画、予算措置には至っていなく、日々の点検で管理・保守をしていたのが現状でございます。

以上です。

○議長（力山 彰君） 二見議員。

○16番（二見伸吾君） ですから、平成29年に指摘があったけれども、残念ながらその後真剣に検討されることなく、今日まで来たということなんだろうと思います。

そして今回、福祉課が2025年1月に温水ヒーター更新の見積りを取ったところ、工事費用が約2,000万円、お湯をためるタンクを更新する場合にはさらに500万円、工事期間は6か月と、このように聞いておりますけれども、この、今言った数字に間違いはないでしょうか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

福祉課長兼職次長。

○福祉保健部次長兼福祉課長（箱田進一君） 福祉課長兼職次長です。

二見委員の今の御質問の内容については、内容のとおりとなっております。

答弁は以上です。

○議長（力山 彰君） 二見議員。

○16番（二見伸吾君） 次に、高齢者の入浴リスクと、事業の中止の関係について伺います。

2023年の不慮の溺死、溺れ死んだんですね、と溺水事故で亡くなった65歳以上の高齢者、8,270人とあります。そのうち浴槽での事故で亡くなったのは6,541人で、不慮の溺死及び溺水事故で亡くなった高齢者のうち約8割が、入浴中に亡くなっています。もちろん、これはほとんど御家庭での事故だと思うんですけども、しかし、いずれにしても高齢者にとって、入浴は大変なリスクがあるということを指摘したいわけであります。

溺れる事故は冬に増えます。その原因として、暖かい室内と寒い脱衣場や浴室との寒暖差などによる急激な血圧の変動や、体温上昇による意識障害が挙げられます。だからこそ、デイサービスに携わる職員は細心の注意を払って、事故が起きないようにしております。

さらに、今回のように、いつお湯が出なくなるか分からない状態のとき、今はお湯が出ているからといって事業を継続し、急にお湯が出なくなり、もし事故が起きたら

どうなるのかと、事故が起きるかもしれないと知りつつ入浴介助を続け、実際事故が起きた場合には、認識ある過失が問われます。事故が起きるかもしれないと知りつつ入浴介助を続け、実際事故が起きた場合には、注意義務を怠って結果を発生してしまう、これが過失であるわけです。

いつお湯が出なくなってもおかしくない状態でサービスの提供を中止するという社協の判断は、過失による事故を未然に防ぐためのやむを得ざる対応だったと私は考えますが、町の考えはいかがでしょうか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

福祉課長兼職次長。

○福祉保健部次長兼福祉課長（箱田進一君） 福祉課長兼職次長でございます。

お湯が出ない状態の中で、サービス提供中止の社会福祉協議会のほうでの御判断につきまして、町の考え方ということでございますが、サービス提供中の事故を防ぐということは当然の対応であると考えております。

今回、令和7年3月に事業中止を町の社会福祉協議会が決められましたが、日々の施設の補修業者の点検により、事故防止をしながら、一時的にはお風呂は使えない、入浴施設は使えない利用をしていただくことなども考えておりました。そういったことから、事業中止を1年延長して、今後の地域福祉のサービスの在り方の整理を行ってほしい旨を、町社協のほうにはお伝えさせていただいております。

答弁は以上です。

○議長（力山 彰君） 二見議員。

○16番（二見伸吾君） 町としては、そういう考え方だというのは承っておきたいと思えますけれども、やはり私としては、その後も事業、お風呂なしのデイサービスはあり得ないわけで、お湯が使えないというふうになったときに事業を継続するというのは、それは社協側としては当然のことだと、私は思います。

最後に指摘しておきたいのは、このデイサービス事業の停止という事態を引き起こした最大の問題、原因は、耐用年数を大幅に過ぎた、10年の物を25年も使い続けてきた、そういう、真空温水ヒーターの更新をせずに使い続けたということになるわけです。

厚生委員会や、先ほどの部長の説明にもありましたけれども、この3事業をプロポーザル方式で民間企業に委託するというこのようです。ということは、この3事業

は町にとって引き続き必要な事業だと、町は判断されたということなんだと思うんです。そうであるのならば、もっと早い時期に真空温水ヒーターの更新をすれば、利用者はよそへ移る必要もなく、職員も解雇しなくて済んだわけです。

今回のことで、町も、そして社協も、私は大きく傷ついたんじゃないのかなというふうに思います。ぜひ、今回のことを教訓にして、町内の様々な事業における設備の維持管理、更新についての検討を進めていただきたいということで、私の質疑を終わりにさせていただきます。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） この設管条例で、具体的に3つの事業をこの条例の中身から外すということですがけれども、老人デイは、さっきも言ったように、介護事業として社協がやっている。それから障害者デイは町の委託事業じゃなかったかと思うわけですがけれども、それから機能訓練は、ちょっとこれは分かりませんが、この3つの事業の、今の町と社協の委託、あるいは運営主体の関係をちょっと教えていただけますか。

その上で、これを外すということは、後で出てくる指定管理の議案ともちょっと関わってくるわけですがけれども、指定管理する業務内容そのものを変えると、縮小するということになるんだろうと思うんですがけれども、その上で、理論上は、社協がもう一回一般業者として引き受ける可能性もあるわけですから、そうしたことも理論上あるけれども、やっぱり、こうやとったほうがいいのかどうか。この3事業と事業主体と、そして町と社協との関係について、ちょっと教えてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

福祉課長兼職次長。

○福祉保健部次長兼福祉課長（箱田進一君） 福祉課長兼職次長です。

田中議員の御質問でございます。

まず、3事業の位置づけ等でございますが、通所介護、介護保険法に基づく通所介護につきましては、介護保険法の制定後、社会福祉協議会のほうが指定を受けてデイサービスの運営をしているということでございますので、委託ではないということでございます。また、障害者のデイサービスについても同じで、事業所としての指定を

受けられ、そういった中での運営をされておりますので、委託ではございません。

また、機能訓練につきましては、障害者総合支援法の制定に伴いまして、デイサービスの中で機能訓練を行うというようなサービスの仕方が変わりましたので、そういった形で3つの事業が位置づけられております。このたび、町の社会福祉協議会のほうが事業を廃止されるということでございますので、この3事業は運営されないというように進んでいるというところでございます。

あと、指定管理の業務の範囲につきましては、この改正に伴いまして、デイサービスと機能訓練につきましては事業はなくなりますが、現在もやっていただいております各種相談業務、ボランティア団体活動の支援ほか、施設の就労に関することも実施してもらっています。その他、地域包括支援センターの運営や重層的支援事業、また児童センターの運営事業など、地域福祉の増進に係る事業は継続して行っているというようになっております。

答弁は以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問は。

田中議員。

○15番（田中伸武君） 分かりました。僕、ちょっと誤解があったようで、分かりました。

そうすると、社協のほうも定款を変えたりなんだりすることになるんだろうと思うわけですが、これまでの社協が担ってきた障害者・高齢者のサービスは、町民に割と評判がよかったほうだと、僕は評価しとるんですよ。職員さんも二十何人解雇されたけれども、割と親切だったという評価は結構あると思うんです。それは、社協ならではのいい面もあったんじゃないかと思うわけですよ。

それを今度、民間の公募型に変えることによって、経費やボイラーの修繕費とか、新しい設備とか、それを含めて民間の力によって、全体的にはコスト削減につながるように持っていかれるんじゃないかと思うわけですが、心配なのは、それによってサービスが低下したりしやせんかというところであります。

町の身障者福祉協会も申入れをされていますよね。直ちにサービスを復活してくださいとか、あるいはきちっと説明してください、何より福祉の責任を町で担ってくださいというの、町の身障者協会のほうの申入れにもあったと思うので、それに応えるには責任を持ってよいサービスを、決してコストによって民間に変えて低下させる

ことのないように、そういう指定管理の中で質まで指定することは難しいかもしれませんが、そう追い込むようなことの、値段をたたくと言ったら失礼ですけども、そうやってコストとか修理とかを含めて頑張って経営してねというふうなことのないように、くれぐれも利用者のサービスがきちんと確保できるような新しい管理、あるいは指定の仕方を狙っていただきたいと、これは要望になりますけれども、よろしくをお願いします。

○議長（力山 彰君） ほかに質疑はございますか。

17番、狩野議員。

○17番（狩野雄二君） 17番、狩野です。

この条文の改正後の文章を見ると、「町長はふれあい福祉センターの管理者を指定管理者」と、ずっとあって、「に行わせることができる」と。町長が行わせることができるという文言に対して、今回、その業務を削除するという内容なんですけど、行わせることができるということは、別にしなくてもいいというような考えでいえば、あえて削除する必要もないんじゃないかとちょっと思ったんですけど、今回あえて削除するというのは、なぜ削除しないといけないんですかね。

社協に対してその業務を、それを見直すかどうかというところの条例というのは、イコールじゃないといけないんですか。ちょっとその辺について、もう少し教えてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

福祉課長兼職次長。

○福祉保健部次長兼福祉課長（箱田進一君） 福祉課長兼職次長でございます。

今の狩野議員の御質問でございますが、今回の改正につきましては、指定管理者が行う業務の範囲を条例で制定しておりますので、このたび町の社会福祉協議会のほうがデイサービスの運営をされないということも踏まえて、指定管理者の業務として町として整理を行った中で、この3事業を廃止という形にさせていただき、指定管理者の業務では、先ほど申し上げましたとおり、地域福祉の増進に伴う業務を、条項にもございますが、担っていただくということでございますので、このままデイサービスの事業の項目を残した状態になりますと、必ず指定管理者を置かなくちゃいけないということの位置づけになりますので、このたびの改正とさせていただきます。

答弁は以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

ここで休憩に入りたいと思います。再開は14時5分からといたします。休憩。

（休憩 午後 1時54分）

（再開 午後 2時05分）

○議長（力山 彰君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第15、第19号議案、府中町火災予防条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第19号議案、令和8年3月9日提出。

府中町火災予防条例の一部改正について。

府中町火災予防条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

府中町長 寺尾光司

提案理由でございますが、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は消防長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

消防長。

○消防長（新宅和彦君） 消防長です。

第19号議案、府中町火災予防条例の一部改正について補足説明いたします。

第19号議案参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、府中町火災予防条例の一部を改正するものです。

これは、近年のサウナブームを背景に、従来の屋内の浴室などのサウナ室に設置されているサウナ設備と異なり、屋外のテントなどのサウナ室に設置される消費熱量が小さい簡易的なサウナ設備の利用が増加していることから、安全性の検証結果を踏まえ、簡易的なサウナ設備の特性に応じた規制となるように、関係省令などが改正されました。また、当該省令などの改正に伴い火災予防条例（例）の一部が改正され、これに準じた条例改正となっております。

次に、2の、改正事項の概要について説明します。

（1）は、簡易サウナの設備の位置、構造及び管理に関する基準を新たに加えるものです。簡易サウナの設備の定義を、屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室、またはバレル型サウナ室に設ける定格出力6キロワット以下のまき、または電気を熱源とする熱設備と定義づけ、サウナストーブと周囲の可燃物との離隔距離を、可燃物が引火しない距離を保つことで足りることとするなど、安全性の検証結果を踏まえて、現行のサウナ設備の基準から規制を緩和しています。

（2）は、簡易サウナ設備の規定に新たに加えたことにより、これまでのサウナ設備として扱っていたものを、一般サウナ設備として規定するものです。名称の変更のみで、規制の内容は変わっておりません。

（3）は、住宅における火災予防を推進するため、府中町が推進する施策を規定するものです。

令和6年1月1日の能登半島地震により輪島市で発生した大規模な火災を受けて消防庁が開催した、輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会の報告書で、大規模地震時の電気火災対策が重要であり、感震ブレーカーなどの普及を促進する必要があることなどが提言されました。また、近年は高齢化社会の中で、住宅火災における高齢者の死者が多いなど、住宅の火災予防の推進が重要な課題であ

ることから、これらを踏まえた改正となっております。

町民が、住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火などを的確に行えるよう、防災品や住宅用消火器の使用及び住宅用防災機器や感震ブレーカーの設置などの普及を促進してまいります。また、自主防災会などの地域の防災組織が行う火災予防活動を推進してまいります。

最後に、3の、施行期日です。令和8年3月31日です。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 次に参ります。

日程第16、第22号議案、指定管理者の指定についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第22号議案、令和8年3月9日提出。

指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

府中町長 寺尾光司

提案理由でございます。

府中町シルバーワークプラザの管理を行わせるため、指定管理者を指定するもので

ございます。

補足説明は、福祉保健部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（中本孝弘君） 福祉保健部長です。

第22号議案、指定管理者の指定について、補足して説明します。

1、公の施設の名称は、府中町シルバーワークプラザ。

2、指定管理者は、公益社団法人府中町シルバー人材センター。

3、指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までです。

府中町シルバーワークプラザが、令和8年3月31日をもって5年間の指定期間が満了するため、引き続き府中町シルバー人材センターを指定管理者として指定を行うものです。

府中町シルバーワークプラザは、高齢者の労働能力の活用を図り、併せて地域住民の福祉の向上に資するために設置された施設です。施設の運営管理につきましては、平成18年4月1日から府中町シルバー人材センターを指定管理者として指定しており、その間、施設の設置目的に沿った適正な管理業務が実施されているところです。指定管理者が行う業務としては、施設の利用の許可に関する業務、施設及び設備の維持管理に関する業務のほか、高齢者の就業に関する調査、講習等を行うものです。

府中町シルバー人材センターは、高齢者の希望に応じた就業の機会を提供することなどにより、多様な社会参加活動を援助し、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としております。このことから、公益社団法人府中町シルバー人材センターは、府中町シルバーワークプラザの設置目的に沿うものであり、指定管理者として適正であると考えています。

補足説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑はございますか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） すみません、僕、知らなかったんですが、指定管理の議案がほかにも2つほどありますが、このシルバーセンターだけ委員会付託しないのは、どういう理由だったんですかね。教えてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（中本孝弘君） 福祉保健部長です。

ほかの2つの指定管理者、商工センターとふれあい福祉センターについていえば、令和8年度の当初予算に計上されているものということで、予算委員会に付託と考えております。今回のシルバーワークプラザについていえば、指定管理料が発生しておりませんので、予算計上はしておりません。その違いによるものだと思います。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

田中議員。

○15番（田中伸武君） シルバーワークプラザの管理も指定管理の業務の中にあるんじゃないかと思うんですが、それも含めてお金を払わんということなんですかね。

○議長（力山 彰君） 答弁。

高齢介護課長。

○高齢介護課長（松林 亮君） 高齢介護課長です。

先ほども部長が申しましたように、指定管理料として、委託料はございません。先ほどの指定管理の業務をやるために、シルバー人材センターに関しましては、運営管理、事業運営といたしまして国からの補助金を受けておりまして、その同額の、町からも補助金の交付をしているところでございます。その館の中でシルバーの運営もしておりますので、その中で施設の管理も行っているということでございます。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 次に参ります。

日程第17、第23号議案、教育委員会委員任命の同意についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第23号議案、令和8年3月9日提出。

教育委員会委員任命の同意について。

府中町教育委員会委員に次の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

府中町長 寺尾光司

提案理由でございますが、教育委員会委員の1名の任期が令和8年3月31日をもって満了となるため、新たな任期の教育委員会委員を任命することについて同意を求めるというものでございます。

同意を求める方は再任でございますが、住所は記載のとおり、お名前が玉井節夫さんでございます。玉井さんは、昭和59年から町内の小学校を含む県内の公立小学校で教諭、教頭、校長として勤務され、平成28年3月に定年退職。その後も坂町立小学校で非常勤講師をお勤めされており、学校現場における豊富な経験と識見をお持ちの方でございます。

令和4年に町教育委員に就任後、このたび任期満了を迎えられますが、これまで小学校教諭として長年培ってこられました豊富な経験と識見を生かし、熱意を持って誠実に教育委員の職務を執行していただいていることから、引き続き、教育委員をお願いするものでございます。

新しい任期につきましては、令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間となります。

提案説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（力山 彰君） 以上で、提案説明を終わります。

ここでお諮りします。

本件は人事案件につき、慣例に従いまして質疑、討論を省略し、原案のとおり同意

することに決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) 次に参ります。

日程第18、第24号議案、府中町第5次総合計画の基本構想の策定についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(寺尾光司君) 第24号議案、令和8年3月9日提出。

府中町第5次総合計画の基本構想の策定について。

府中町第5次総合計画の基本構想を策定することについて、府中町総合計画策定条例の規定により議会の議決を求める。

府中町長 寺尾光司

提案理由でございます。府中町第5次総合計画の基本構想を策定するため、議会の議決を求めるものでございます。

補足説明は総務企画部長が行います。

○議長(力山 彰君) 補足説明。

総務企画部長。

○総務企画部長(谷口充寿君) 総務企画部長です。

第24号議案、府中町第5次総合計画の基本構想の策定について、補足して説明いたします。

提案の趣旨でございますが、令和6年12月に議決をいただきました府中町総合計画策定条例の第12条に基づき、府中町第5次総合計画の基本構想を策定するため、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、第24号議案参考資料を御覧ください。

府中町第5次総合計画の基本構想の策定について。

1、計画の期間。令和8年度から令和17年度までの10年間。

2、基本構想の概要。

(1) みんなの「暮らしたい」がかなうまち あきふちゅう

(2) 基本目標。

基本目標 1 (福祉・子育て・健康) とともに支えあい 健やかに「暮らしたい」

基本目標 2 (教育・文化) とともに学び 今も未来も幸せに「暮らしたい」

基本目標 3 (地域・環境) つながりを深め 豊かに「暮らしたい」

基本目標 4 (安心安全) 安全なまちで 安心して「暮らしたい」

基本目標 5 (生活基盤) いつも心地よく 便利に「暮らしたい」

基本目標 6 (自治行政) みんなの「暮らしたい」を支える

(3) 将来人口推計、令和17年、5万1,500人。

なお、本議案の策定に際しては、条例第5条に基づき府中町総合計画審議会を設置しており、令和7年3月から5回開催し、基本構想及び基本計画は妥当であるとする答申があったことを申し添えさせていただきます。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長(力山 彰君) ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑はございますか。

14番、宮本議員。

○14番(宮本 彰君) 14番、宮本です。

人口推計の件なんですけれども、現在、人口が5万1,747人ですかね、ホームページに載っていますけれども。10年後もほとんど変わらないと、今、推計が出ていますけれども、この、ほとんど変わらないという根拠を教えてください。

例えば、具体的に分譲地等の土地開発をすとか、空き家対策をして活性化させるとか、何かそういうものがあれば教えてください。

○議長(力山 彰君) 答弁。

政策企画課長。

○政策企画課長(藤永政己君) 政策企画課長です。ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

全員協議会のほうでも御説明をさせていただいていたかと思うんですけれども、今、町内で3か所、分譲マンションの計画がございまして。そういったところも含めて将来推計のほうを検討させていただいて、10年後の5万1,500人を維持できるような形で各種施策を打つとともに、魅力をさらに磨き上げていきたいと考えております。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

ここでお諮りします。

本日はこれをもって散会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会とし、次回は3月10日午前9時半から会議を開きます。

御苦労さまでした。

散会。

（散会 午後 2時27分）